

沖縄市例規及び内規システム構築業務

公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

沖縄市では、例規改正及び例規審査等の法制執務に係る業務の効率化、例規集維持管理における更なる確実性・正確性の向上を図り、法令改廃情報等の迅速な把握・提供及び経費の節減を目的に沖縄市例規及び内規システム構築業務に関する業務を遂行しうる契約候補者をプロポーザル審査によって選定するものである。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

沖縄市例規及び内規システム構築業務

(2) 業務内容

別紙「沖縄市例規及び内規システム構築業務概要仕様書」（以下「概要仕様書」）に基づく

(3) 契約期間

契約締結日～令和9年3月31日まで

①システム構築業務

契約締結日から令和8年9月30日まで

②システム保守管理業務

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務決定方法

公募型プロポーザル（書類審査及びプレゼンテーション）

(5) 提出書類

5. 参加申請書類及び企画提案書・提出部数に示すとおり

(6) 提案限度額

提案限度額は、5,830,400円（消費税及び地方消費税相当額含む）とする。

※上記金額は、契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

3. 参加資格

次のア～カに掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (イ) 沖縄市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (ウ) 国税、県税及び市税について滞納がないこと。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号規定の団体でないこと。また、これら団体の利益となる活動を行う者でないこと。
- (カ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て中又は破産手続き中でない者

4. スケジュール

- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| (1) 公募期間 | 5月7日（木）～5月27日（水）午後5時まで |
| (2) 質問書の受付期間 | 5月7日（木）～5月14日（木）正午まで |
| (3) 質問書に対する回答 | 5月18日（金）までに本市ホームページにて回答 |
| (4) 一次審査（書類審査） | 5月28日（木） |
| (5) 一次審査結果の通知 | 5月29日（金） |
| (6) 二次審査（プレゼンテーションの実施及び評価委員会） | 6月2日（火） 予定 |
| (7) 最終結果通知 | 6月上旬予定 |
| (8) 契約締結予定 | 6月下旬予定 |

5. 参加申請書類及び企画提案書・提出部数

- (1) 参加申請書類等 原本 1 部
 - ①参加表明書（様式1）
 - ②応募資格宣誓書（様式2）
 - ③会社概要（様式3）
 - ④業務実績（様式4）

※受託業務の内容を証明する契約書及び仕様書等の写しを添付すること

 - ⑤統括責任者の資格・実績等（様式5）
 - ⑥担当者の資格・実績等（様式6）
 - ⑦見積書（任意様式）

※見積書には、システム構築料、使用料等の各費用を記載した内訳書を添付すること。

 - ⑧法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行から3ヵ月以内
 - ⑨滞納のない証明（国税、県税及び市税）※発行から3ヵ月以内
- (2) 企画提案書類（任意様式）原本 1 部、副本 11 部
下記のテーマについて、提案内容をまとめること。

- ①概要仕様書の業務内容に沿った具体的な実施内容を記載すること。
 - ②独自提案（法制執務及び全庁的な業務における効率化を図る魅力的な提案）
- ※9. 評価基準及び配点の（2）第2次審査評価項目の順番に並べるよう努めること。

6. 参加申請書類及び企画提案書・提出方法

- (1) 提出方法：持参又は書留郵便で提出すること。（提出期限内必着）
- ① 提出先：沖縄市役所 総務部総務課 総務・法制担当
（所在地）〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号
（電話番号）098-939-1212（内線2343）
 - ② 受付期間：令和8年5月7日（木）～令和8年5月27日（水）午後5時まで
 - ③ 提出部数：参加申請書類： 1部
企画提案書類：12部（原本1部、副本11部）

7. 質問書の受付及び回答

- (1) 本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式7）にて、次のとおり受け付ける。
- ① 提出先：総務部総務課 総務・法制担当
E-mail：a11smhs@city.okinawa.lg.jp
 - ② 受付期間：令和8年5月7日（木）～令和8年5月14日（水）正午まで
 - ③ 提出方法：質問書（様式7）により、メールにて提出すること。
また、未達防止の為、メール送信後は事務局へ電話での連絡を行うこと。
※電話や口頭での個別対応は行わない。
- (2) 質問に対する回答
質問に対する回答は、令和8年5月18日（金）までに質問者名を伏せて、本市ホームページに掲載する。

8. 審査方法

プロポーザルの審査は、本業務に関する評価委員会によって厳正に審査するものとし、審査方法は以下のとおりとする。

- (1) 第1次審査（書類審査）
提出された提案書類を下記9（1）に示す評価基準に基づいて事務局で審査し、高い評価を得た提案事業者を選考する。応募多数の場合は、上位3者程度を選考するものとする。なお、選考された者のみ、第2次審査を実施する旨通知する。
- (2) 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）
第1次審査により選考された者により、企画提案についてプレゼンテーションを実施し、下記9（2）に示す評価基準に基づき審査を行い、最も優れている提案事業者を最優秀提案者として選考する。
なお、最優秀提案者が複数いる場合は、第1次審査の評価点が高い提案事業者を選定するものとする。

プレゼンテーション実施予定日：令和8年6月2日（火）

※プレゼンテーションの説明は総括責任者及び担当者が行うものとし、出席は原則3名までとする。

(3) 選定結果の通知

審査結果を書面にて通知する。

※なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査を実施するものとし、評価の結果、一定水準（合計点数が満点の60%以上）に達しない場合は、委託契約候補者として選定しない。

9. 評価基準及び配点

プロポーザルは以下の基準に基づき審査する。

(1) 第1次審査（50点満点）

- ① 企業信頼度
- ② 導入実績（沖縄県内導入実績）
- ③ 統括責任者の資格・実績等
- ④ 担当者の資格・実績等

(2) 第2次審査（100点満点）

概要仕様書に示す業務内容について、以下の視点を踏まえた提案書を作成する。

評価項目	評価の視点	配点
①例規検索・編集機能	・システム画面構成は見やすくわかりやすい画面構成かどうか。 ・例規の検索・表示の操作は複雑でなく、直感的に行えるかどうか。 ・検索結果や本文表示、改正文等の生成速度の処理速度は良好かどうか。	15点
②例規起案機能	・条項号の改め、加える等の動作、表や様式の改正が簡単に操作できるか。 ・外部データ(エクセルなど)を取り込むなど、労力を少なくする提案ができるか。 ・例規起案が不慣れな職員でも正確に業務が進められるような提案があるか。	15点

評価項目	評価の視点	配点
③例規審査機能	<ul style="list-style-type: none"> ・例規全体を通して用字用語のチェックや条、項、号の重複脱落などの点検機能が充実しているか。 ・例規の審査進行状況について、システムを通じて確認できるか。 ・その他例規審査の業務効率を図る提案があるか。 	15点
④システムサポート性	<ul style="list-style-type: none"> ・法制執務やシステム操作に関する相談窓口があるか。 ・システムへのアクセスが集中する場合でも安定的にシステムを利用することが可能か。 	15点
⑤法制執務サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・法令や制度改正に関する情報提供は充実しているか。 ・税条例等全国一律の基準で例規を改正する場合において、改正文の文例を提供できるか。 	20点
⑥その他独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・法制執務及び全庁的な業務における効率化を図る提案があるか。(判例検索、他自治体例規検索など) 	20点
合計		100点

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないもの
- (2) 見積金額が提案上限額を超えたもの
- (3) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (4) 企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (6) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの。

11. 契約に関する事項

(1) 委託契約候補者の特定

沖縄市は、評価委員会が特定した者を、本業務委託契約に係る随意契約の候補者として特定する。ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と業務委託契約が締結できない場合には次点者を委託候補者として再選定する。

- ① 候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 候補者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③ 候補者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
- ④ 候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき

- (2) 業務委託契約金額
業務委託契約金額は、本市の定める本業務委託契約に係る予定価格の範囲内とする。
- (3) 業務委託契約内容及び実施条件
 - ① 委託業務内容については、提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行い進めていくものとする。
 - ② 業務実施体制に記載した配置予定技術者については、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

12. その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提出者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (6) 委託候補者の選定にあつては、提案された内容等を総合的に評価し決定するものとする。このため本業務を実施するにあつては、沖縄市と協議のうえ進めていくものとし、提案された内容のすべてを実施することを保証するものではない。
- (7) 検討すべき事項が発生した場合は、沖縄市と別途協議を行うものとする。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (9) プロポーザルにより選定された事業者について、「沖縄市物品単価表及び登録者名簿」及び「沖縄市入札参加資格登録名簿」に掲載された事業者ではない場合は、契約の締結にあつて、以下の書類の提出を求めるものとする。
 - ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ② 商号登記している個人にあつては履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ③ 商号登記していない個人にあつては身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - ④ 財務諸表（法人及び個人）
 - ⑤ 滞納のない証明書
 - ア）法人にあつては市町村税、法人税、消費税及び地方消費税
 - イ）個人にあつては市町村税、所得税、消費税及び地方消費税

なお、上記書類については不備があつた場合は、次点者を委託契約候補者として再特定するものとする。